

認可保育所整備の手引き



令和 6 年 1 月

流山市子ども家庭部
子ども家庭課

目次

－ はじめに －	3
1 保育所の概要	4
1. 保育所とは	4
2 認可保育所の設置	4
1. 設置について	4
2. 事業主体	4
3. 整備予定地の不動産状況	4
4. 定員	5
5. 認可及び施設設備等	5
6. 特定教育・保育施設確認申請	8
3 整備方法等	9
1. 整備区分	9
2. 一般的な整備スケジュール	9
4 施設整備に係る補助金制度	9
1. 補助金の種類・要件(令和5年度整備分)	9
5 設計・建築工事請負契約の手続き	17
1. 留意点	17
2. 市への提出書類	17
3. 設計・建築工事請負契約締結までの手続き	18
4. 市による現地確認	22

6 整備にあたっての留意事項.....	23
1. 近隣説明・配慮について.....	23
2. 開発行為・農地転用等について.....	23
3. 本手引きについて.....	23
7 よくある質問 Q&A.....	24
1. よくある質問とその回答.....	24
8 様式・資料集.....	25
(別表1)一般的な整備スケジュール.....	26
(別表2)保育所設置に係る提出書類一覧.....	27
(様式1)スケジュール表.....	28
(様式2)入札結果報告書.....	29
参考資料:	
流山市公告文.....	30
流山市競争入札約款.....	35
園舎モデル図.....	40

－ はじめに －

この手引きは、流山市内における保育所等整備について、基本的事項・遵守事項を要約したものです。

保育所は、児童福祉法に定めのある児童福祉施設であり、その整備・運営については多額の公費による補助金が投じられるものであることから、整備にあたっては関係法令等を精査するとともに、流山市子ども家庭部・関係機関と十分な協議を要します。

1 保育所の概要

1. 保育所とは

保育所は、保護者が就労・疾病等の何らかの理由により、家庭で保育ができない0歳～就学前の児童を、保護者に代わって保育することを目的とした児童福祉施設です（児童福祉法39条）。

参考

種類	対象児童	定員
保育所	0歳～就学前(2・3号)	20人以上
小規模保育事業所	0歳～2歳(3号)	6～19人以下
認定こども園	0歳～就学前(1・2・3号)	

1号・・・1号認定 満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、2号認定子ども以外の者

2号・・・2号認定 満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働または疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難である者

3号・・・3号認定 満3歳未満の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働または疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難である者

2 認可保育所の設置

1. 設置について

就学前児童数の推移や周辺地区の待機児童数、保育施設の整備状況や他の整備計画の有無などを考慮し、事業計画・組織体制・保育需要等を総合的に判断し、流山市と設置協議が必要です。

2. 事業主体

保育所を設置する事業主体は、社会福祉法人、学校法人、株式会社等の法人格を有し、保育所を経営するために必要な経済的基礎がある者とします。

参照:「保育所の設置認可等について」(平成12年3月30日児発第295号厚生省児童家庭局長通知)

※改定があれば、改定後の内容による。

3. 整備予定地の不動産状況

(1) 保育施設事業主体が、保育施設用地及び建物につき所有している、または貸与をうけていること(見込みを含む)。

※保育所の用に供する土地及び建物には、抵当権等の制限物件がついていないこと。

(2) 貸与を受けている土地または建物については、地上権または賃借権を設定し、かつ、これを

登記しなければならない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、登記を行わないことができる。

⑦建物の賃貸借契約期間が賃貸借契約において10年以上であるとき。

⑧貸主が地方住宅公社等の信用力の高い主体である場合。

※賃借料が、地域の水準に照らして適正な額以下であること。

※賃借料の財源について、安定的に賃借料を支払い得る財源が確保されていること。

参照:「不動産の貸与を受けて保育所を設置する場合の要件緩和について」
(平成16年5月24日 雇児発第0524002号/社援発第0524008号)

※改定があれば、改定後の内容による。

4. 定員

認可保育所

0歳から就学前までの児童を対象とし、流山市の場合、原則として60人以上とします。

※定員の年齢別内訳について、全年齢の持ち上がりが可能な定員設定にしてください。

※近隣の小規模保育事業所と卒園児の受入れに関する連携協定を締結するよう3歳児以降の受入れ枠を増やしてください。

小規模保育事業所

0歳から2歳までの児童を対象とし、原則として6人から19人までとします。

※近隣の保育所と卒園児の受入れに関する連携協定を締結してください。

5. 認可及び施設設備等

認可保育所の最終的な設置認可の可否は、千葉県と協議し、判断を受ける必要があります。(小規模保育事業所については、流山市が設置認可の可否を判断します。)

※認可保育所は千葉県の保育所設置認可基準による。小規模保育事業所は「流山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」による。また、いずれもその他関係法令の基準を満たす必要あり。

※申請書類については、**9様式・資料集**の「保育所設置に係る提出書類一覧」にてご確認ください。

参考

千葉県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(抜粋)

保育所設置認可に関する審査基準(抜粋)

保育所設置認可等に関する要綱(抜粋)

流山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(抜粋)

特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について(抜粋)

(1) 保育室等について(主な部分の抜粋)

<p>乳児 または 満2歳 に満た ない幼 児</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●乳児室またはほふく室、医務室、調理室、便所を設けること。 ●乳児室またはほふく室の面積は、乳児または前号の幼児1人につき3.3㎡以上であること。(※) ●乳児室またはほふく室には、保育に必要な用具を備えること。 	<p>乳児室、ほふく室、保育室または遊戯室(以下、保育室等)を2階以上に設ける建物は次に掲げる要件に該当するものであること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・耐火建築物又は準耐火建築物であること。 ・保育室等が設けられている次の表の上欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる施設又は設備が一以上設けられていること。 																		
<p>満2歳 以上の 幼児</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●保育室または遊戯室、屋外遊戯場、調理室、便所を設けること。 ●保育室または遊戯室の面積は幼児1人につき1.98㎡以上、屋外遊戯場の場合は幼児1人につき3.3㎡以上であること。(※) ●保育室または遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。 <p>※保育室等の必要面積については、それぞれ壁芯からの面積ではなく、有効内法面積で確保すること。 ※固定式・大型の家具については床面積から控除すること。</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">階</th> <th style="width: 15%;">区分</th> <th style="width: 75%;">施設または設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">2階</td> <td>常用</td> <td>1. 屋内階段 2. 屋外階段</td> </tr> <tr> <td>避難用</td> <td>1. 建築基準法施行令第123条第1項各号又は第3項各号に規定する構造の屋内階段 2. 待避上有効なバルコニー 3. 建築基準法第2条第7の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4. 屋外階段</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">3階</td> <td>常用</td> <td>1. 建築基準法施行令第123条第1項各号又は第3項各号に規定する構造の屋内階段 2. 屋外階段</td> </tr> <tr> <td>避難用</td> <td>1. 建築基準法施行令第123条第1項各号又は第3項各号に規定する構造の屋内階段 2. 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3. 屋外階段</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">4階</td> <td>常用</td> <td>1. 建築基準法施行令第123条第1項各号又は第3項各号に規定する構造の屋内階段 2. 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段</td> </tr> <tr> <td>避難用</td> <td>1. 建築基準法施行令第123条第1項各号又は第3項各号に規定する構造の屋内階段 2. 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 3. 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段</td> </tr> </tbody> </table>	階	区分	施設または設備	2階	常用	1. 屋内階段 2. 屋外階段	避難用	1. 建築基準法施行令第123条第1項各号又は第3項各号に規定する構造の屋内階段 2. 待避上有効なバルコニー 3. 建築基準法第2条第7の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4. 屋外階段	3階	常用	1. 建築基準法施行令第123条第1項各号又は第3項各号に規定する構造の屋内階段 2. 屋外階段	避難用	1. 建築基準法施行令第123条第1項各号又は第3項各号に規定する構造の屋内階段 2. 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3. 屋外階段	4階	常用	1. 建築基準法施行令第123条第1項各号又は第3項各号に規定する構造の屋内階段 2. 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段	避難用	1. 建築基準法施行令第123条第1項各号又は第3項各号に規定する構造の屋内階段 2. 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 3. 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段
階	区分	施設または設備																		
2階	常用	1. 屋内階段 2. 屋外階段																		
	避難用	1. 建築基準法施行令第123条第1項各号又は第3項各号に規定する構造の屋内階段 2. 待避上有効なバルコニー 3. 建築基準法第2条第7の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4. 屋外階段																		
3階	常用	1. 建築基準法施行令第123条第1項各号又は第3項各号に規定する構造の屋内階段 2. 屋外階段																		
	避難用	1. 建築基準法施行令第123条第1項各号又は第3項各号に規定する構造の屋内階段 2. 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3. 屋外階段																		
4階	常用	1. 建築基準法施行令第123条第1項各号又は第3項各号に規定する構造の屋内階段 2. 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段																		
	避難用	1. 建築基準法施行令第123条第1項各号又は第3項各号に規定する構造の屋内階段 2. 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 3. 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段																		

(2) 屋外遊戯場について

原則として、施設専用の屋外遊戯場(園庭)を設けること。ただし、同一敷地内に屋外遊戯場を設けることが困難な場合など、やむを得ないと認められる場合については、施設周辺の公園等を屋外遊戯場に代えることができる。

当該公園等については、必要な面積があり、屋外活動に当たって安全が確保され、かつ、保育所からの距離が日常的に幼児が使用できる程度で、移動に当たって安全が確保されていること。

(3) 駐車場・駐輪場について

保護者の自動車等による児童の送迎のため、駐車場等について配慮すること。

※流山市では、原則として施設専用の駐車場5台以上・駐輪場10台以上、ベビーカースペースを設けるようお願いしております。ただし、同一敷地内に駐車場を設けることが困難な場合など、やむを得ないと認められる場合については、施設周辺の月極駐車場等を代替えに用いることができます。

その他各設備においても、関係法令の基準を必ずご確認ください。

(4) 職員の配置について

ア. 施設長

施設長要件を満たすには、次の①～⑤について、A～Dの組み合わせに該当する必要があります。

①保育士資格がある
②認可保育園または認定こども園において常勤職員として2年以上の実務経験がある
③児童福祉事業に2年以上従事した経験がある
④国又は国が委託する者が実施する「保育所長等研修」又は(福)全国社会福祉協議会中央福祉学院主催「社会福祉施設長資格認定講習課程」を修了している
⑤社会福祉主事の資格がある

A:①+②

B:③+④

C:③+⑤

ただし、A及びCについては施設長就任後2年以内に④の研修等を受講する必要があります。

※このほか、下記要件もすべて満たすことが必要です。

- ・健全な心身を有し、児童福祉事業に熱意があり、施設を適切に運営できる者であること
- ・常勤であり、実際にその保育所の運営管理業務に専従していること
- ・有給であること

イ. 保育士

配置する保育士数は、次の①と②を合計した人数が必要です。

※①を配置すれば認可における年齢別配置基準を満たすこととなりますが、運営に係る委託費を受けるには②の配置も必要となります。

①

年齢	配置基準(園児:保育士)
0歳児	3:1
1歳児・2歳児	6:1
3歳児	20:1
4歳児以上	30:1

※確認にあたっては、以下の算式によること。

算式

{4歳児以上児数×1/30(小数点第1位まで計算(小数点第2位以下切り捨て))}+{3歳児数×1/20(同)}+{1,2歳児数×1/6(同)}+{乳児数×1/3(同)}=配置基準上保育士数(小数点以下四捨五入)

- ② a 利用定員数90人以下の施設については1人
 b 保育標準時間認定を受けた子どもが利用する施設については施設について1人(注1)
 (注1)施設全体の利用定員に占める保育標準時間認定を受けた子どもの人数の割合が低い場合は非常勤の保育士として差し支えない
 c 非常勤1人

ウ. 調理員

配置が必要な調理員等については、次のとおりです。

園児の定員	調理師の必要人数
40人以下	1人
41～150人	2人
151人以上	3人(うち1人は非常勤可)

※調理業務の全部を委託する場合は、調理員を配置しないことができます。

エ. 嘱託医

小児科医または内科医および歯科医が必要です。各医師とは書面にて契約を行ってください。書面には、入所時及び少なくとも1年に2回の定期健康診断の実施を記載してください。

※市内・市外問わず契約可ですが、認可手続きに係るスケジュールの都合上、期間に余裕を持って手配をしてください。

6. 特定教育・保育施設確認申請

認可を受けた保育所の事業主体は、市に対して確認申請をすることにより、子ども・子育て支援法の規定に基づき、施設型給付費及び地域型保育給付費を受けることができます。

については、利用定員を定めるにあたり流山市子ども・子育て会議の意見を聴く必要があります。

※申請書類については、**9様式・資料集**の「保育所設置に係る提出書類一覧」にてご確認ください。

参照：子ども・子育て支援法第31条及び第43条、子ども・子育て支援新制度 ※改定があれば、改定後の内容による

3 整備方法等

1. 整備区分

区分	概要
創設	運営法人が、保育施設を新設するもの。
賃貸物件による改修	既存の建物において、内装改修を行うことで、保育施設等を新設するもの。

2. 一般的な整備スケジュール

9様式・資料集の「別表1 一般的な整備スケジュール」にてご確認ください。

※認可保育所を創設する場合の目安です。整備方法により、整備の流れが変動する場合があります。

4 施設整備に係る補助金制度

1. 補助金の種類・要件(令和5年度整備分)

区分	補助金の種類	
	開園前	開園後
創設	【国・市】 ①就学前教育・保育施設整備交付金(旧保育所等整備交付金) (流山市私立保育所等整備事業費補助金) 【県】 ③保育所整備促進事業補助金	【市】 ⑥-1 流山市私立保育所等賃借料補助金(土地)
賃貸物件による改修	【国・市】 ②保育対策総合支援事業費補助金 (流山市私立保育所等整備事業費補助金) 【県】 ④賃貸による保育所・小規模保育事業所緊急整備事業費補助金	【県】 ⑤都市部における保育所等への賃借料支援事業 (千葉県保育対策総合支援事業費補助金)(建物) 【市】 ⑥-2 流山市私立保育所等賃借料補助金(建物)

※申請書類については、9様式・資料集の「保育所設置に係る提出書類一覧」にてご確認ください。

※⑤⑥の活用にあたっては、2認可保育所の設置の「3. 整備予定地の不動産状況(2)」に掲げるとおり、「賃料が地域の水準に照らして適正な額以下であること」を十分留意し、賃借料の設定をすること。

国・市補助金

① 就学前教育・保育施設整備交付金(旧保育所等整備交付金)

保育所の整備区分「創設(保育所新設)」を実施する際に該当する補助金制度。
※小規模保育事業所の整備含む。

【補助対象経費】

国の内示日以降に契約締結した下記経費が対象となります。

- | | | |
|--|--------------------|--------|
| ・本体工事費(外構工事費除く) | ・特殊付帯工事費(太陽光発電設備等) | |
| ・実施設計費 | ・設計監理費 | ・開設準備費 |
| ・新たに土地を賃借して整備する場合に必要な賃借料
(工事期間中の賃借料。礼金含む。敷金除く。) | | |
| ・定期借地権契約により土地を確保し整備する場合の権利金や前払地代などの一時金 | | |

【補助額の算定】

保育所等整備交付金交付要綱に定める額に国・市負担割合を乗じ、合算した額を算出する。
(補助基準額は、園児の定員数により変動します。)

例:定員 60 名の場合

基準額表

本体工事費	121,400,000 円
特殊付帯工事費	12,040,000 円
設計料加算	6,672,000 円(上記 2 項目の 5%)
開設準備費加算	1,320,000 円(60 名×基準額 22,000 円)
土地賃借料加算	34,700,000 円
基準額合計	176,132,000 円(千円未満切捨て)

算出手順

STEP1 補助対象経費の合計額に2/3を乗じた額と、上記基準額を比較し低い方の額が国庫補助対象額となる(千円未満切捨て)。

STEP2 国庫補助額に3/2を乗じた額に、1/12を乗じた額が市補助額となる(千円未満切捨て)。

STEP3 国補助額と市補助額の合計額が、補助金総額となる。

※本補助金を活用し整備する物件に、抵当権を付すことを検討する場合は、財産処分の手続きを行う必要があるため、必ず早期にご相談ください。財産処分の承認を得ず物件を担保に供した場合、補助金の交付決定の全部または一部を取り消し、補助金の全部または一部の返還を求めることがあります。

注)新子育て安心プラン実施計画の採択を受けている令和6年1月時点の補助基準額・補助率です。

② 保育対策総合支援事業費補助金

保育所の整備区分「賃貸物件による改修」を実施する際に該当する補助金制度。

※小規模保育事業所の整備含む。

【補助対象経費】

- | | |
|--------|------------------------------|
| ・改修費 | ・建物賃借料(工事期間中の賃借料。礼金含む。敷金除く。) |
| ・開設準備費 | |

【補助額の算定】

保育対策総合支援事業費補助金交付要綱の定めにより算定する。

認可保育所の新設	利用(増加)定員 19 名以下	23,322,000 円
または定員拡大	利用(増加)定員 20 名以上 59 名以下	35,490,000 円
	利用(増加)定員 60 名以上	63,882,000 円
小規模保育事業所	利用定員 6～19 名以下	35,490,000 円

算出手順

STEP1 上記基準額と、実際の補助対象事業費合計額を比較し、少ない方の額に2/3を乗じた額が国庫補助額となる(千円未満切捨て)。

STEP2 上記基準額と、実際の補助対象事業費合計額を比較し、少ない方の額に1/12を乗じた額が、市補助額となる(千円未満切捨て)。

STEP3 国補助額と市補助額の合計額が、補助金総額となる。

注)新子育て安心プラン実施計画の採択を受けている令和6年1月時点の補助基準額・補助率です。

県補助金

③ 保育所整備促進事業補助金

保育所の整備区分「創設(保育所新設)」を実施する際に該当する補助金制度。
※就学前教育・保育施設整備交付金と連動。

【補助対象経費】

就学前教育・保育施設整備交付金の内示日以降に契約締結した下記経費が対象となります。

- ・本体工事費(外構工事費除く)
- ・特殊付帯工事費(太陽光発電設備等)
- ・実施設計費
- ・設計監理費
- ・新たに土地を賃借して整備する場合に必要な賃借料
(工事期間中の賃借料が対象。礼金含む。敷金除く。)
- ・定期借地権契約により土地を確保し整備する場合の権利金や前払地代などの一時金
- ・開設準備費

④ 賃貸による保育所・小規模保育事業所緊急整備事業費補助金

保育所の整備区分「賃貸物件による改修」を実施する際に該当する補助金制度。

※保育対策総合支援事業費補助金と連動。

※小規模保育事業所の整備含む。

【補助対象経費】

千葉県の内示日以降に契約した経費が対象となります。

・改修費

・建物賃借料(工事期間中の賃借料が対象。礼金含む。敷金除く。)

※工事期間中の賃借料が無償の場合であっても、開設後の賃貸借契約と工事期間中の契約が一体である必要があります(工事期間中が使用貸借契約で、開設後の賃貸借契約は不可)。

⑤ 都市部における保育所等への賃借料支援事業 (千葉県保育対策総合支援事業費補助金)

保育所の整備区分「賃貸物件による改修」を実施した際に該当する補助金制度。

保育所の建物賃借料が公定価格の賃借料加算額の3倍を超える場合(保育所を設置した年度のみ2倍を超える場合)のみ、千葉県保育対策総合支援事業費補助金を活用し、補助を行う。

※⑤と⑥-2は、重複して補助を受けることは不可。⑤を優先して適用する。

【補助額の算定】

千葉県保育対策総合支援事業費補助金交付要綱の定めにより算出する。

補助基準額:22,000,000 円(保育所を設置した年度のみ 12,000,000 円)

補助割合:県 1/2・市 1/4

例

年間賃借料:9,000,000 円…①

公定価格の賃借料加算額:2,500,000 円…②

算出手順

STEP1 ①から②を差し引いた額と補助基準額を比較し、低い方の額を選定する。

$$9,000,000 - 2,500,000 = 6,500,000 \text{ 円} < 22,000,000 \text{ 円}$$

STEP2 STEP1 で選定した額に、県負担割合 1/2 と市負担割合 1/4 を乗じて得た額を足し合わせる。

$$6,500,000 \text{ 円} \times 1/2 = 3,250,000 \text{ 円}$$

$$6,500,000 \text{ 円} \times 1/4 = 1,625,000 \text{ 円} \quad (\text{千円未満切捨})$$

$$3,250,000 \text{ 円} + 1,625,000 \text{ 円} = 4,875,000 \text{ 円} \text{【補助金額】}$$

注)令和6年1月時点の補助基準額・補助率です。

市補助金

⑥-1 流山市私立保育所等賃借料補助金(土地)

保育所の整備区分「創設(保育所新設)」を実施した際に該当する補助金制度。

【補助対象経費】

土地を借り上げて私立保育所を設置し、開設後に貸主に対して支払う賃借料に係る経費(礼金、敷金、権利金、保証金、その他これらに類するものを除く)。

補助金交付期間は、保育所の開設月から起算して20年間とする。

【補助額の算定】

流山市私立保育所等賃借料補助金交付要綱の定めにより算定する。

補助基準額 1施設あたり月額 500,000 円(年額 6,000,000 円)

補助率 1/2

※賃借期間が12か月に満たない場合、1施設あたり年額 6,000,000 円を12で除した数に対象賃借月数を乗じて得た額。補助対象経費が補助基準額を下回る場合は、補助対象経費を補助基準額とする。

例

年間賃借料:5,000,000 円…①

算出手順(千円未満切捨)

STEP1 ①と補助基準額を比較し、低い方の額を選定する。

5,000,000 円 < 6,000,000 円

STEP2 **STEP1** で選定した額に、補助率 1/2 をかける。

STEP1 5,000,000 円 × 1/2 = 2,500,000 円【補助金額】

注)令和6年1月時点の補助基準額・補助率です。

⑥-2 流山市私立保育所等賃借料補助金(建物)

保育所の整備区分「賃貸物件による改修」を実施した際に該当する補助金制度。

【補助対象経費】

賃貸物件による保育所を整備した場合、開設月以降、貸主に対して支払う賃借料に係る経費（礼金、敷金、権利金、保証金、その他これらに類するものを除く）。

但し公定価格における賃借料加算部分を除いた額を補助する。

補助金交付期間は、保育所の開設月から起算して20年間とする。

※⑤と⑥-2は、重複して補助を受けることは不可。⑤を優先して適用する。

【補助額の算定】

流山市私立保育所等賃借料補助金交付要綱の定めにより算出する。

補助単価：月額 1,800 円/m²

補助基準面積：

利用定員数	補助基準面積
定員29人以下	185m ²
定員30人～44人	265m ²
定員45人～60人	345m ²
定員61人～90人	425m ²
定員91人～120人	505m ²
定員121人以上	670m ²

補助基準額：補助基準面積×補助単価×開設月数

補助割合：3/4

補助金額から公定価格の賃借料加算額を差し引いた額を補助する。

算出手順（千円未満切捨てで計算）

※詳細は流山市私立保育所等賃借料補助金交付要綱等をご確認ください

STEP1 年間賃借料を算出する。

STEP2 補助基準額を算出する。

STEP3 **STEP1**と**STEP2**を比較して低い方の金額に補助割合 3/4 をかける。

STEP4 **STEP3**の金額から公定価格の賃借料加算額を差し引く。

注)令和6年1月時点の補助基準額・補助率です。

5 設計・建築工事請負契約の手続き

1. 留意点

保育所等の整備は、多額の公費による補助金が投じられるものであるため、流山市の公共建設工事における契約手続きの取扱いに準じ、法人は主体的かつ適正に執行しなければなりません。次の事項については、特にご留意ください。

- (1) 整備に係る契約手続きが、不適正に行われた場合には、当該事業の補助金の交付を行いません。また、補助金交付決定後に、整備に係る契約手続きが不適正に行われたことが判明した場合には、当該事業の補助金の交付決定の全部または一部を取り消し、補助金の全部または一部の返還を求めることがあります。
- (2) 補助協議関係書類の提出以降、やむを得ない事情により、事業に要する経費の配分、事業の内容(事業費、設計図書・図面、面積表等)等に変更が生ずる場合には、必ず事前に流山市に速やかに申し出、承認を得る必要はあります。無断変更は一切認めません。
- (3) 国、千葉県からの補助金交付の内示前になされた契約に基づく整備については、補助対象にならないことがあるため確認のうえ十分注意してください。
- (4) 地元住民への工事内容説明や関係機関との調整を実施し、建設工事の着工、竣工等整備計画の進捗に支障をきたさないよう徹底してください。

2. 市への提出書類

書類名	書式の有無	提出時期
スケジュール表	(様式1)	補助金交付決定後、速やかに。
公告文	—	入札公告の1週間前までに。
公告状況がわかる資料 ※公告媒体の印刷書面等	—	公告の準備が整い次第、速やかに。
入札結果報告書	(様式2)	入札を実施後、速やかに。
予定価格等を決定した理事会等の議事録	—	入札を実施後、速やかに。
工事請負契約書の写し	—	工事請負契約を締結した後、直ちに。
工事費内訳書	—	
工事工程予定表	—	建設工事に着工した後、速やかに。
建築確認済証の写し	—	建築確認済証の交付後、速やかに。
検査済証の写し	—	市による現地確認の前までに。
消防検査済証の写し	—	

※各書類の提出時期等に関しては、次に記載の「3. 建築工事請負契約締結までの手続き」と合わせてご確認ください。

3. 設計・建築工事請負契約締結までの手続き

設計・建築の工事請負業者の決定は、一般競争入札により行う必要があります。入札の具体的な手続きについては、市が実施する公共工事の取扱いに準じた入札手続きで行ってください。詳細については次の(1)～(9)をご確認ください。

参照:流山市財務規則、流山市競争入札約款

(1)スケジュール表の作成

補助交付決定後に、設計・工事監理委託契約の締結から補助事業完了までの計画をたて、スケジュール表を市に報告すること。

提出書類:(様式1) スケジュール表

(2)入札参加資格の決定

【入札に参加することができない者】

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者のほか、次の各号のいずれかに該当する者は、入札に参加することができないものとする。

- ①公告の日から当該入札の日までの間において、流山市長から指名停止又は指名除外を受けている者
- ②手形交換所による取引停止処分を受けてから2年を経過しない者又は入札日前から6か月以内に手形若しくは小切手を不渡りした者
- ③会社更生法(平成14年法律第154号)の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所から更生手続き開始の決定がされていないもの
- ④民事再生法(平成11年法律第225号)の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始の決定がされていないもの
- ⑤入札に参加しようとする者又はその役員が、暴力団員、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者、又は暴力団員若しくは暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者と密接な関係を有する者であるもの

【入札に参加する者に必要な資格】※ の箇所は各事業の状況により緩和可能です。

- ①流山市財務規則(昭和61年流山市規則第12号)第125条第2項の規定による令和〇〇・〇〇年度有資格業者名簿(以下「有資格業者名簿」という。)に登載されている者であること。
- ②この公告の日の前日における流山市経営事項審査における審査結果が次に掲げる事項に該当する者であること。
 - (ア) 申請業種が、建築一式工事であること。
 - (イ) 千葉県内に本店又は建設業法(昭和24年法律第100号)に基づく建築一式工事に係る許可を受けた営業所等(契約の締結等の権限の委任を流山市に登録している営業所等に限る。)があること。
 - (ウ) 等級格付が A ランクで登録されている者

- ③この公告の日から起算して過去10年以内に5,000万円以上の建築一式工事について、官公庁等(国、地方公共団体、独立行政法人、公社その他これに類する法人をいう。)発注工事の元請として施行した完成実績が1回以上あること。
- ④建設業法に基づく建築一式工事に係る建設業の許可を有する者であること。
- ⑤本工事について1級建築施工管理技士又は1級建築士の資格を有し、かつ、監理技術者資格者証の交付を受け、過去5年以内に監理技術者講習を受講している技術者を専任で配置できること。
- ⑥申請日において、本工事場所から最近部100メートル以内で行われている令和〇〇年度に流山市発注の建築一式工事を施工していない者(共同企業体としての請負を含む。)であること。
- ⑦共同企業体でないこと。

(3)入札参加者募集の公告

次に掲げる公告事項等を定め、入札参加者の募集をするための公告を行う。また、公告事項等は、公告する1週間前に、流山市に提出すること。募集の公告は、法人ホームページや建設新聞等の公告媒体(2媒体以上)により行うこと。

※公告媒体は、広く入札情報を公開のうえ公平に参加申込者を募ることに留意し選択してください。

【公告事項】

- ・契約内容(工事概要など)
- ・入札参加資格
- ・入札参加申請書の配布場所、提出先、提出期間
- ・入札の場所、日時、入札の条件に関する事項
- ・入札の無効に関する事項
- ・予定価格の事前公表日時、方法、場所
- ・その他、当該契約につき必要な条件等

【公告期間】

公告期間は、原則として15日以上(土日含む)設けること。

提出書類:公告文

提出書類:公告状況がわかる資料 ※公告媒体の印刷書面等

※参考として9様式・資料集の「流山市公告文」をご確認ください。

(4)入札参加者の資格審査及び決定

入札参加申請者数または入札参加資格者は、少なくとも2社以上確保すること(満たない場合は、公告期間を延長・再公告する等の工夫をすること)。

※入札が不調になり、再入札が必要になった場合、工期に支障をきたす等の問題が生じる可能性があります。日程には十分余裕をとる、入札が滞りなく執行される等の手配をすること。

(5) 予定価格設定のための工事費積算書の作成

予定価格設定のための基礎資料となる工事費積算書を作成すること。

(6) 設計図書の交付及び工事概要等の説明

- ・談合防止のため、入札参加予定者に対し個別に設計図書等を交付し、工事概要等を説明すること。
- ・説明内容及び設計図書に対する質問は書面または電子媒体にて受付け、それに対する回答は文書(電子媒体可)の配布または掲示等の方法により必ず全ての入札参加者に周知すること。
- ・入札参加者からの質問を受けた場合の回答は文書回答とし、全ての入札参加者に同時に周知すること。
- ・入札参加者に対して交付する設計図書及び説明する工事概要等(説明事項)は、理事会の議決によること。

【入札参加に対する説明事項】

- ① 工事名称、場所、概要、工期
- ② 工事の設計図書
- ③ 入札場所、日時
- ④ 入札条件

※入札の当日に入札参加者から、入札書の他、入札書に記載される入札金額に対応する工事費内訳書(総括表、種目別内訳書及び科目別内訳書)を提示させる旨指示しておくこと。

※最低価格提示者が2者以上ある場合は、くじにより決定する旨明示しておくこと。

- ⑤ 契約内容(契約書、支払条件など)
- ⑥ 予定価格の公表日時、方法、場所

(7) 予定価格の事前公表

予定価格は事前公表となります。

参考

- ・予定価格は、一般競争入札により工事請負契約を締結する場合に、その契約金額を決定するための上限価格としての性格を持つものであり、設計金額(工事費積算書)を基準に算定すること。
- ・予定価格の作成にあたっては、入札に付する事項の取引の実例価格、需給の状況、履行の難易度、数量の多少、履行期間の長短等を考慮して公正に決定すること。
- ・予定価格、最低制限価格及び調査基準価格を決定したときは、予定価格調書を作成し保管すること。

(8) 調査基準価格及び最低制限価格の算出方法

市が実施する公共工事の取り扱いに準じること。

参照: 流山市低入札価格調査実施要領(施行日: 令和4年4月1日)

※改定があれば、改定後の内容による

(9) 入札の実施

【入札の立会】

- ・適正な入札の執行を確保するため、入札執行者(理事長など)以外に入札立会人として、理事長以外の複数の監事や理事(理事長を除く)及び評議員(理事長の6親等以内の血族等を除く)を必ず立ち合わせること。
- ・流山市担当者も入札への立ち会いを行うため、入札日時等を伝えること。
- ・入札場所は、流山市内で行うこと。

【入札の実施手順】

参考

- ①入札開始時刻として定められた時刻に入札を開始
- ②入札参加者の出席確認
 - i) 入札参加者が代理人を入札に参加させる場合、委任状を入札の前までに提出させること。
 - ii) 入札参加者が代理人を入札に参加させる場合、地方自治法施行令第167条の4第2項に該当するものを代理人とすることはできない。
- ③入札についての注意事項説明
- ④入札の執行
 - i) 入札箱が空であることを参加者に見えるよう確認させる。
 - ii) 各入札参加者が、封入した入札書を入札箱に入れる。
- ⑤開札
 - i) 全参加者の入札を確認のうえ、開札を実施。
 - ii) 入札書の不備がないかを複数で確認。
 - iii) 各入札者名及び入札金額を読み上げ、他の担当者が調書に記入
 - iv) 最低価格入札者及び入札金額を読み上げ
- ⑥落札者の決定
 - i) 入札を行った者のうち、予定価格内で最低の価格をもって入札した者を落札者として決定。ただし、調査基準価格を設けている入札の場合はこの限りではない。
 - ii) 落札となるべき同価格の入札をした者が2以上ある場合には、くじ引きで落札者を決定。くじを引く順番をくじで決める⇒くじ引きを実施⇒落札者を決定

※入札が不調になり、設計変更等積算内容などを変更するときは、新たな入札条件により入札を実施することになるので、「(3) 入札参加者の募集の公告」から手続きをやり直す

(10) 入札結果等の報告及び公表

- ・入札後は、速やかに①入札結果(入札参加者、入札金額、落札者名、落札金額、予定価格)及び入札が適切に行われた旨の立会人全員による自筆署名による証明書を作成し、②予定価格等を決定した理事会の議事録を添えて、流山市に提出すること。
- ・予定価格の設定方法、その他、入札手続き等が不適切に行われていた場合には、補助金の

返還を求めることがあるので注意すること。

・法人は入札結果を公開(公表)すること。

提出書類:(様式2) 入札結果報告書

提出書類:予定価格等を決定した理事会の議事録

(11)工事請負契約の締結

・契約方法については、法人が定めた経理規程等に基づき適正に実施すること。

提出書類:工事請負契約書の写し・工事費内訳書

提出書類:工事工程予定表

4. 市による現地確認

流山市は、当初の施設整備計画に基づく進捗状況を確認するため、随時及び工事完了時点で現地確認を実施します。

提出書類:検査済証の写し・消防検査済証の写し

6 整備にあたっての留意事項

1. 近隣説明・配慮について

施設の整備及び運営を円滑に進めるにあたり、周辺住民の理解と協力が必要になります。周辺住民に対する事前説明会を開催する等、住民の理解を得てください。また、説明状況についても流山市にご報告ください。

施設の設計・工事施工にあたっては、周辺の交通状況・騒音・振動等に留意し、近隣・地域へご配慮ください。

2. 開発行為・農地転用等について

都市計画法に基づく「開発行為」や、農地法に基づく「農地転用」等が必要な場合は、その手続きに数か月を要する場合があります。

登記情報及び関係法令を精査し、保育所整備に係るスケジュールに支障をきたさないよう関係機関と十分な協議・手続きを行ってください。

3. 本手引きについて

本手引きの記載内容については、国及び千葉県 の制度改正に伴い変更する場合があります。本手引きに定めのない事項又は疑義が生じた際は、流山市と協議し定めることとします。

7よくある質問 Q&A

1. よくある質問とその回答

<p>Q.調理室前室はどうして設けなければならないのでしょうか。</p>	<p>A. 前室は、調理員が直接に非汚染作業区域である調理室に入ることがないようにするための設備です。衛生管理の観点から設置が求められています。</p>
<p>Q.収納スペースの確保はどれくらい必要ですか。</p>	<p>A. 午睡用布団、遊具、保育用備品等の収納場所を確保してください。 収納スペースが不十分だと安全面・衛生面に悪影響が出ること、収納家具を置くと保育室等の有効面積が実質的に減少してしまうことから、収納スペースの確保が必要です。</p>
<p>Q.下処理室とは何ですか。</p>	<p>A. 調理をするにあたり、原材料の下処理をするために必要な設備です。下処理室は、原材料の汚染を非汚染作業区域である調理室に持ち込まないようにするため使用します。流し等必要設備を備えれば、屋外に設置しても構いません。</p>
<p>Q.医務室と事務室が兼用では問題でしょうか。</p>	<p>A. 兼用で問題ありません。ただし、カーテンやパーテーションで区画を区切る必要があります。また、ベッドやコットを設置する必要があります。</p>
<p>Q.代替園庭を設定する場合、園からどのくらいの距離まで可能でしょうか。</p>	<p>A. 児童の足でおおむね10分以内の距離であれば可能であり、代替園庭も面積基準を満たす必要があります。移動経路は横断歩道やガードレール等で安全が確保できるルートを設定する必要があります。</p>
<p>Q.区画整理地域に設置するため、該当住所地番が記載された土地登記簿や公図を取得できません。</p>	<p>A. 区画整理地の場合、底地の土地登記簿と千葉県区画整理事務所から発行される仮換地証明書をもって代用します。 また、施設所在地は区画整理事務所から地権者に送付される「住所登録のお知らせ」に記載されている住所を使用します。</p>
<p>Q.嘱託医契約はどのような医師と契約が必要ですか。</p>	<p>A. 内科(小児科)と歯科医師との嘱託医契約が必要となります。認可申請時までには契約を締結してください。</p>
<p>Q.施設長、採用職員の決定はいつまでに行えばよいですか。</p>	<p>A. 施設長の決定(内定)は、開所の6ヵ月前までに済ませてください。保育士の確保は、最優先事項として手続きを進めてください。認可の審査において「職員の確保」は最も重視される事項の一つです。</p>

8様式・資料集

- (別表1)一般的な整備スケジュール
- (別表2)保育所設置に係る提出書類一覧
- (様式1)スケジュール表
- (様式2)入札結果報告書

参考資料：流山市公告文
流山市競争入札約款
園舎モデル図

(別表1)

一般的な整備スケジュール

EX. 翌年4月1日開設の認可保育所を創設する場合

	令和●年3月		4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		令和●年1月		2月		3月		4月		5月					
	10:20:30	10:20:30	10:20:30	10:20:30	10:20:30	10:20:30	10:20:30	10:20:30	10:20:30	10:20:30	10:20:30	10:20:30	10:20:30	10:20:30	10:20:30	10:20:30	10:20:30	10:20:30	10:20:30	10:20:30	10:20:30	10:20:30	10:20:30	10:20:30	10:20:30	10:20:30	10:20:30	10:20:30	10:20:30					
保育所整備計画の事前協議																																		
設置について公募受付・審査・結果通知																																		
施設整備にかかる補助金の事前協議・内示額決定																																		
千葉県と設置の可否について事前協議																																		
施設整備工事の一般競争入札・契約																																		
工事																																		
補助金の交付申請・決定																																		
保育所設置認可申請																																		
補助金交付																																		
確認申請																																		



注1:補助金は、実績払いを想定しています。概算払いを必要とする場合は、期間に余裕を持ち事前にご相談ください。
 ※このスケジュールは、開園までのスケジュールの参考となるよう一例を示したものであり、市街化区域内での整備事例を想定したものです。この他に関係法令等により開発行為や農地転用等の手続きが生じる場合は、別に必要な期間等が発生しますので、くれぐれもご検討される際には関係機関にご確認の上、開園までのスケジュールを立ててください。

(別表2)

保育所設置に係る提出書類一覧

※令和5年度現在

提出書類		県認可申請	整備費補助金申請	市確認申請	
申請書	(1) 児童福祉施設設置認可申請書又は公私連携型保育所設置届	○			
施設の所在地及び事業の用に供する不動産等	(1) 事業の用に供する不動産の一覧	○			
	(2) 施設の地理的状況を把握する書類(地図・案内図)	○			
	(3) 不動産登記簿履歴事項全部証明書	○			
	(4) 公図の写し	○			
	(5) 不動産賃貸借契約書写し	○	○		
	(6) 賃借料の水準に関する書類	○			
	(7) 貸主の印鑑登録証明書	○			
	(8) 住居表示を証明する書類	○			
土地、建物その他設備	(1) 土地、建物その他設備の規模及び構造	○			
	(2) 建物の配置図、平面図及び立面図	○	○	○	
	(3) 仕上表	○			
	(4) 写真	○			
	(5) 屋外遊戯場を代替地又は屋上とする場合の説明資料	○			
	(6) 保育に必要な医薬品及び医療品一覧	○			
保育所の運営関係	(1) 運営についての重要事項に関する規程	○		○	
	(2) 全体的な計画	○			
	(3) 指導計画	○			
	(4) 日課表	○			
	(5) 安全計画	○			
	(6) 業務継続計画	○			
法人格等	(1) 社会福祉法人調書	○			
	(2) 定款、寄附行為その他法人の規約	○		○	
	(3) 法人登記簿履歴事項全部証明書	○		○	
	(4) 印鑑登録証明書	○			
	(5) 児童福祉法第35条第5項第4号の規定に該当しない旨の誓約書	○			
経営者及び職員	(1) 役員について	① 役員(評議員)名簿	○		○
		② 法人代表者の履歴書(又は経歴書)写し	○		
	(2) 施設長について	① 施設長選任理由書	○		
		② 履歴書(又は経歴書)写し	○		
		③ 資格証明書写し	○		
		④ 雇用契約書等写し	○		
	(3) 職員について	① 職員名簿	○		
		② 雇用契約書等写し	○		
		③ 資格証明書写し	○		
		④ 調理業務委託契約書等の写し	○		
	(4) 運営委員会について	① 運営委員会規則	○		
		② 委員名簿	○		
	(5) 嘱託医について	① 契約書写し	○		
		② 資格証明書写し	○		
	財務・資産状況	(1) 直近3期の決算書(貸借対照表、収支計算書及び事業活動収支計算書又はこれらに代わるもの)		○	
(2) 事業開始年度における予算書		○			
(3) 預金残高証明書		○			
法人の諸規程等	(1) 経理規程		○		
	(2) 就業規則		○		
	(3) 育児・介護休業規程		○		
	(4) 給与規程・旅費規程		○		
	(5) 自己評価・外部評価に関する規程又は計画		○		
	(6) その他規程等		○		
関係法令等に基づく届出等	(1) 消防機関関係	① 消防計画写し	○		
		② 消防用設備等検査済証又は消防用設備点検結果報告書	○		
	(2) 建築確認申請書、確認済証及び検査済証写し又はこれに代わるもの		○	○	
	(3) 土地利用に関する法令上の規制が解除されていることを証する書面写し(都市計画法、農地法等)		○		
(4) 社会保険及び労働保険への加入状況にかかる確認票		○			
理事会等の議事録写し		○			
その他知事が必要と認める書類		○			
契約書(工事契約、設計契約等の補助対象経費分)			○		
請求書、領収書(工事契約、設計契約等の補助対象経費分)			○		

(様式1)

令和 年 月 日

スケジュール表

(宛先) 流山市長

法人住所

法人名称

代表者名

印

施設名称

保育所整備事業のスケジュールにつきまして、下記のとおり提出します。

記

	手続きの内容	実施予定日	備考
1	設計・監理委託契約の締結	令和 年 月 日	
2	医療福祉機構の借入申込み	令和 年 月 日	
3	建築確認申請	令和 年 月 日	
4	入札参加資格の公告	令和 年 月 日	
5	入札	令和 年 月 日	
6	工事請負契約の締結	令和 年 月 日	
7	建築工事着工	令和 年 月 日	
8	保育士の決定	令和 年 月 日	
9	建築工事完了	令和 年 月 日	
10	建築基準法における完了検査の申請	令和 年 月 日	
11	建築の引渡し	令和 年 月 日	
12	備品等の最終設置	令和 年 月 日	
13	消防の設備点検	令和 年 月 日	
14	事業の開始	令和 年 月 日	

以上

(様式2)

令和 年 月 日

(宛先) 流山市長

法人名称
代表者名
法人所在地
施設名称

入札結果報告書

下記のとおり入札が行われたことを御報告いたします。

1. 執行人等について

	法人名	職	氏名	法人名	職	氏名
入札執行人						
立会人						

2. 入札執行状況について

工事名	(仮称) 新築工事					
入札年月日	令和 年 月 日	入札場所				
入札予定価格 (税込)	金	円	※調査基準価格 (消費税込)	金	円	
入札予定価格の 100/110	金	円	※調査基準価格の 100/110	金	円	
入札参加業者名	第1回目 入札金額 (税抜)		第2回目 入札金額 (税抜)		第3回目 入札金額 (税抜)	
	円		円		円	
	円		円		円	
	円		円		円	
	円		円		円	
備考						
落札価格 (税込)	円		落札業者名			

※選択した方法により「調査基準価格」または「最低制限価格」をご記入ください。

公 告

次のとおり一般競争入札を実施します。

令和 年 月 日

社会福祉法人 ○○

理事長 ○○

- 1 建築主 社会福祉法人 ○○
理事長 ○○
- 2 工事名 ○○○保育園建築工事
- 3 工事場所 千葉県流山市
- 4 工期 令和 年 月 日から令和 年 月 日
- 5 予定価格 円
(消費税及び地方消費税抜き)
- 6 調査基準価格 円
(消費税及び地方消費税抜き)
- 7 入札の方法 一般競争入札
- 8 概要

○○○保育園内装改修工事一式

- (1) 敷地面積 ○○平方メートル
- (2) 構造規模 ○○ 造 ○○ 建
- (3) 延べ床面積 ○○平方メートル
- (4) 建築面積 ○○平方メートル

9 本件入札に参加することができない者

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者のほか、次の各号のいずれかに該当する者は、入札に参加することができないものとする。

- (1) この公告の日から当該入札の日までの間において、流山市長から指名停止又は指名除外を受けている者
- (2) 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年を経過しない者又は入札日前から6か月以内に手形若しくは小切手を不渡りした者
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所から更生手続き開始の決定がされていないもの
- (4) 民事再生法(平成11年法律第225号)の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続き開始の決定がされていないもの
- (5) 入札に参加しようとする者又はその役員が、暴力団員、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者、又は暴力団員若しくは暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者と密接な関係を有する者であるもの

10 本件入札に参加する者に必要な資格

- (1) 流山市財務規則(昭和61年流山市規則第12号)第125条第2項の規定による令

和〇〇・〇〇年度有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に登載されている者であること。

(2) この公告の日の前日における流山市経営事項審査における審査結果が次に掲げる事項に該当する者であること。

ア 申請業種が、建築一式工事であること。

イ 千葉県内に本店又は建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく建築一式工事に係る許可を受けた営業所等（契約の締結等の権限の委任を流山市に登録している営業所等に限る。）があること。

ウ 等級格付が A ランクで登録されている者

(3) この公告の日から起算して過去10年以内に5,000万円以上の建築一式工事について、官公庁等（国、地方公共団体、独立行政法人、公社その他これに類する法人をいう。）発注工事の元請として施行した完成実績が1回以上あること。

(4) 建設業法に基づく建築一式工事に係る建設業の許可を有する者であること。

(5) 本工事について1級建築施工管理技士又は1級建築士の資格を有し、かつ、監理技術者資格者証の交付を受け、過去5年以内に監理技術者講習を受講している技術者を専任で配置できること。

(6) 申請日において、本工事場所から最近部100メートル以内で行われている令和〇〇年度に流山市発注の建築一式工事を施工していない者（共同企業体としての請負を含む。）であること。

(7) 共同企業体でないこと。

1.1 入札参加資格審査申請及び資格の確認

入札参加を希望する者は、次のとおり申請し、一般競争入札参加資格確認申請書（以下「資格確認申請書」という。別添資料1）を次のとおり提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(1) 資格確認申請書の提出期間

令和 年 月 日 時から令和 年 月 日 時まで

(2) 提出方法

下記1.9(1)に持参又は郵送（必着）により提出すること。

(3) 入札参加資格の有無

入札参加資格確認結果通知書により令和 年 月 日までに書面にて通知する。

(4) その他

①資格確認申請書の作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。

②提出された資格確認申請書は、申請者に返還しない。

③入札参加資格確認結果通知を受けた者が、次のいずれかに該当するときは入札に参加することができない。

ア 入札参加資格を満たさなくなったとき。

イ 資格確認申請書に虚偽の記載をしたとき。

④資格確認の結果、資格を有すると認められた者が1人である場合は、特別な事情がな

い限り入札を取りやめるものとする。

⑤入札参加者の選定結果に対する問合せ及び異議については一切応じない。

1.2 設計図書の配布等

入札参加資格が有ると認めた者に、入札参加資格確認結果通知書と併せて、令和
年 月 日までに配布する。

1.3 設計図書に関する質疑及び回答

(1) 設計図書等に対する質問及び回答は、次のとおり行う。

①質問方法

質問は、下記1.3(2)に文書(書式自由、ただし規格はA4版。)により行うものとし、FAX又は電子メール(着信を確認すること。)のいずれかの方法でも可能とする。なお、文書には回答を受ける担当窓口の部署、氏名、電話及びFAX番号、電子メールアドレスを併記するものとする。

②回答方法

回答は、令和 年 月 日の午後5時までに、すべての入札参加有資格者に電子メール又はFAXにより配布する。

(2) 質疑の提出

ア 期限 令和 年 月 日 時まで

イ 宛先

ウ 方法 電子メール()又はFAX()に限る。

1.4 入札及び開札

入札及び開札は、次のとおり行う。

(1) 入札及び開札の日時及び場所

①日時

②場所

(2) 入札書の提出方法

入札参加者は、上記(1)の日時及び場所において入札書及び工事費内訳書を提出しなければならない。工事費内訳書は、細目項目までの数量、単価、金額を明示する。落札者の工事費内訳書は受領し、落札者以外の工事費内訳書は返却する。

また、次に該当する場合は、入札を無効とする。

①工事費内訳書を提出しない場合

②工事費内訳書に積算に必要な項目、数量、単価等が明示されていない場合

③工事費内訳書の金額が入札書と一致しない場合

④工事費内訳書の記載内容が、他の入札参加者のものと同一である場合

⑤工事費内訳書の記載内容、積算に必要な資料の入手方法等について疑義が生じた場合

⑥入札書の記載価格が予定価格を超える場合

(3) 落札決定

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 入札に関する注意事項

- ①一度提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。
- ②本件入札は、調査基準価格を設けているので、入札の結果、調査基準価格を下回る入札があったときは、当該入札を保留し、入札を終了し、低価格調査を実施する。
- ③入札回数は、1回とする。

(5) その他

- ①入札参加者は、自己の印鑑を必ず持参すること。
- ②入札書、確約書及び委任状は、工事箇所及び工事名を入札参加資格確認結果通知書の記載に従い記入すること。
- ③入札者が代理人である場合においても、確約書及び入札書には代表印を押印すること。
- ④確約書及び代理人が入札を行う場合の委任状の提出がない場合は、入札に参加することができない。
なお、委任状は、代理人の印では修正できない。
- ⑤入札を希望しない場合は、参加しないことができるので、入札辞退届を持参又は郵送（入札日の前日まで到達するものに限る。）により提出すること。
- ⑥入札参加者が1者である場合は、特別な事情がない限り入札を取りやめるものとする。

1.5 落札者の決定

入札を行った者のうち、予定価格及び調査基準価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札した者を落札者とする。

落札となるべき同価格の入札を予定した者が2人以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を決定する。

1.6 契約の締結

落札者は、令和 年 月 日に契約を締結しなければならない。契約書案は、設計図面及び仕様書と併せて、令和 年 月 日の開札後に落札者に配布する。

1.7 工事の保証

落札者は、竣工後1年間は工事内容について保証するものとし、建築主・設計監理者等の立会いのもとクレームや瑕疵について、改善の必要が有りと認めた場合にはその指示に従うこと。

1.8 その他

現場説明は実施しないので、入札参加資格者は各自現場を熟知した上、入札に参加すること。

19 問い合わせ先

- (1) 公告の内容 法人名：社会福祉法人 ○○
住所：
電話番号：
- (2) 設計の内容

流山市競争入札約款

平成元年	1月29日	制定	平成8年	4月1日	一部改正
平成3年	4月1日	一部改正	平成11年	4月1日	一部改正
平成3年	8月3日	一部改正	平成16年	3月1日	一部改正
平成6年	3月16日	一部改正	平成20年	4月1日	一部改正
平成7年	4月1日	一部改正	平成28年	1月1日	一部改正

(趣旨)

第1条 この約款は、流山市が執行する入札及び契約の締結について、必要な事項を定めるものとする。ただし、入札方法が電子入札によるときは、流山市電子入札約款又は流山市建設工事総合評価一般競争入札（特別簡易型）約款の定めのおりとする。

なお、本約款に定めのない事項については、地方自治法（昭和22年法律第67号）その他の法令に定めるとおりとする。

(設計図書等の熟読及び質疑)

第2条 入札に参加しようとする者(以下「入札参加者」という。)は、設計図書及び仕様書等(以下「設計図書等」という。)を熟読し、かつ、現場の状況を確認した上、入札に参加しなければならない。

2 入札参加者は、設計図書等及び現場の状況に疑義が生じたときは、指定する期限、場所、方法により質疑を提出するものとする。

3 前項の質疑に対する回答は、指定の方法により行うものとする。

(一般競争入札における設計図書等の縦覧等)

第3条 一般競争入札に係る入札参加者は、縦覧に供する設計図書等を縦覧しなければならない。

2 一般競争入札に係る入札参加者は、当該入札の参加要件を満たしていることを証する書類の交付を受けなければならない。

(指名競争入札における設計図書等の閲覧等)

第4条 指名競争入札に係る入札参加者は、閲覧に供する設計図書等を閲覧しなければならない。

2 指名競争入札に係る入札参加者は、設計図書等の閲覧時に貸出しを許された設計図書等を係員の指示するところにより返却しなければならない。

(入札等)

第5条 入札参加者又はその代理人(以下「入札参加者等」という。)は、入札時間の15分前までに所定の場所において、静粛に待機しなければならない。

2 入札参加者等は、入札の直前に所定の確約書を提出しなければならない。

3 入札参加者は、代理人を入札に参加させるときは、所定の委任状を入札の前までに提出しなければならない。

- 4 入札参加者は、地方自治法施行令第167条の4第2項の規定に該当する者を前項の代理人とすることができない。
- 5 入札書は、所定の様式により作成し、封筒に入れた上、当該封筒に入札参加者の名称並びに工事等の名称を記入し、入札執行者の指示するところにより提出しなければならない。
- 6 入札参加者等は、提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。
- 7 入札参加者等は、郵送により入札することができない。
- 8 前7項に定めるもののほか、入札参加者等は、入札の執行については、入札執行者の指示に従わなければならない。

(入札回数等)

第6条 入札の回数は、原則として初度入札及び再度入札の2回とする。ただし、予定価格を入札前に公表している場合は初度入札の1回とする。

- 2 再度入札は、初度入札の結果、予定価格の制限の範囲内の入札がないときに直ちに行うものとする。

(入札辞退)

第7条 入札参加者等は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

- 2 入札参加者等は、入札を辞退するときは、次の各号の区分に従い当該各号に定めるところによりその旨を申し出るものとする。

(1) 入札執行前 入札日の前日までに所定の入札辞退届により申し出るものとする。

(2) 入札執行中 所定の入札辞退届、辞退の旨を明記した入札書又は口頭により申し出るものとする。

- 3 入札を辞退した者は、辞退を理由に不利益な取扱いを受けることはない。

(入札参加資格の欠格)

第8条 入札参加者等が次の一に該当する場合は、入札に参加することができない。

(1) 入札参加資格を取り消されたとき

(2) 入札参加資格を停止されているとき

(3) 納付すべき所定の入札保証金を納付しないとき

(4) 確約書又は提出すべき委任状の提出のないとき

(5) その他入札に参加する条件に違反しているとき

- 2 入札参加者等が次の一に該当する場合は、再度入札に参加することができない。

(1) 初度入札が無効となったとき。

(2) 初度入札に参加しなかったとき。

(入札の無効)

第9条 次の各号の一に該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する資格を有しない者のした入札
- (2) 記名又は押印のない入札
- (3) 金額を訂正した入札
- (4) 誤字又は脱字等により、意思表示が不明瞭である入札
- (5) 提出すべき入札金額の積算内訳書の提出のない入札
- (6) 提出された積算内訳書のコピーと入札金額が異なる入札
- (7) 予定価格を事前公表している入札において、予定価格を超えた入札
- (8) 明らかに連合であると認められる入札
- (9) 同一の入札について、他の入札参加者の代理人を兼ね、又は2人以上の入札参加者の代理をした者の入札
- (10) 再度入札において、初度入札の最低入札金額以上の入札
- (11) その他入札に関する条件に違反した者の入札
(入札の延期、取り止め等)

第10条 入札の執行は、都合により延期し、又は取り止めることがある。この場合において、入札参加者は異議を申し立てることはできず、損害を受けることがあっても、その賠償を請求できないものとする。

2 入札参加者等が連合又は不穩の行動をなす等の疑義が生じ入札の公正を確保することができないと認められるときは、当該入札参加者等を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがある。この場合において、入札参加者は異議を申し立てることはできず、損害を受けることがあっても、その賠償を請求できないものとする。

3 入札参加者が1以下となったときは、特別な事情がない限り入札を取り止めるものとする。再度入札においてもまた同様とする。

4 分離発注に係る入札で分離されたそれぞれの工事のうち主たる工事に係る入札が不調、延期又は取り止めとなったときは、当該不調等となった入札以外の分離された工事に係る入札の執行は、延期し、又は取り止めるものとする。

(落札者の決定)

第11条 入札を行った者のうち予定価格内で最低の価格をもって入札した者を落札者として決定するものとする。ただし、調査基準価格を設けている入札の場合はこの限りでない。

(入札の保留)

第12条 調査基準価格を設けている入札の場合において、入札の結果、調査基準価格を下回る入札があったときは、当該入札を保留し、入札を終了するものとする。

2 調査基準価格を下回る入札を行った者は、その後の事情聴取に協力しなければならない。

(入札保留による落札者の決定)

第13条 前条により入札を保留したときは、調査のため、最低価格入札者から事情を聴取し、落札者とするか否かを決定するものとする。

2 前項の決定が最低価格入札者を落札者としなない場合にあつては、予定価格の制限の範囲内の次順位者を落札者として決定するものとする。ただし、次順位者が調査基準価格を下回る入札金額であるときは、前項と同様の手続きにより決定するものとする。

(くじによる落札者の決定)

第14条 落札となるべき同価格の入札をした者（以下「同価入札者」という。）が2以上ある場合において、同価入札者のうちからくじ引きにより落札者を決定しようとするときは、くじを引く順番をくじにより決定し、これにより決定された順番でくじを引くものとする。

2 同価入札者が前項のくじを引かないときは、当該同価入札者に代えて入札執行者が指定する入札に関係しない職員にくじを引かせるものとする。

(契約の締結)

第15条 契約の締結は、契約書に当事者の記名及び押印をすることにより行わなければならない。

2 前項の契約書は、契約頭書、仕様書、設計書及び質疑回答書その他発注者が特に必要と認める書類を袋とじすることにより作成するものとする。

3 落札者は、落札決定の日から起算して7日以内に契約を締結しなければならない。ただし、議会の承認を要する契約及び特に発注者の承認を得た契約の場合は、この限りでない。

4 議会の承認を要する契約については、仮契約書を作成しなければならない。

5 第3項ただし書に規定する場合の契約締結時期及び前項の仮契約書の作成時期については、その都度発注者が指示するところによらなければならない。

6 落札者が、第3項に規定する期間内又は前項の規定により指示された時期に契約を締結しないときは、落札は、その効力を失う。

(異議の申出)

第16条 入札をした者は、入札後、この約款、設計図書等及び現場の状況についての疑義又は不明を理由として異議を申し出ることができない。

(建設業退職金共済契約に基づく共済証紙の購入等)

第17条 建設工事の契約を締結しようとする落札者（以下「請負者」という。）は、中小企業退職金共済法（昭和34年法律第160号）に基づく建設業退職金共済契約に基づ

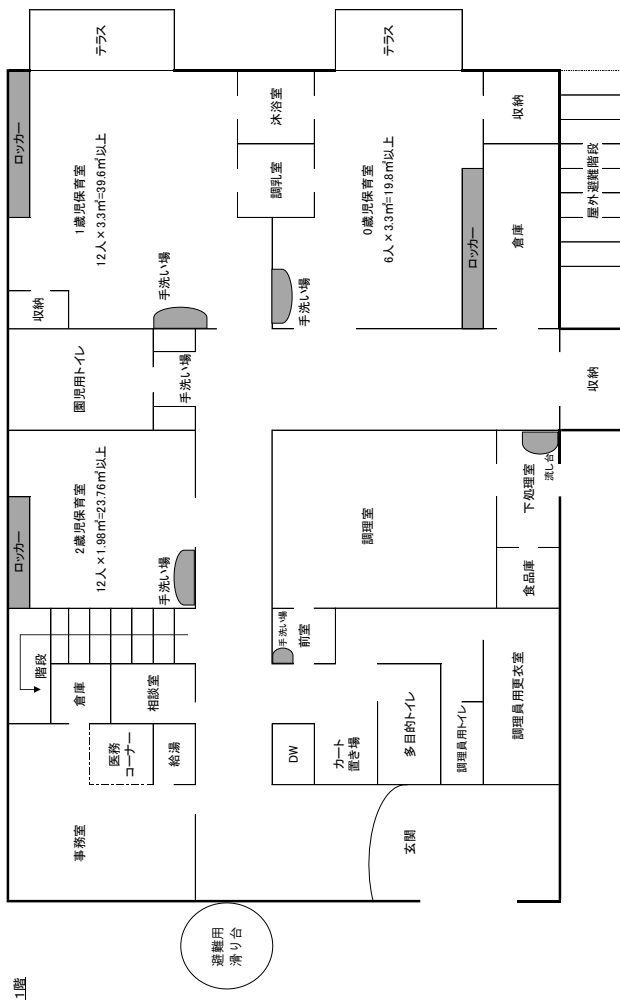
き共済証紙を購入し、建設工事請負契約の締結後1か月以内（工期が1か月以内の場合は、工期の末日まで）にその旨を所定の報告書により報告しなければならない。

- 2 建設工事の請負者が前項の共済証紙を購入しないとき、又は証紙購入額が購入標準額に達しないときは、その理由を前項の報告書により同項に規定する期間内に報告しなければならない。

以 上

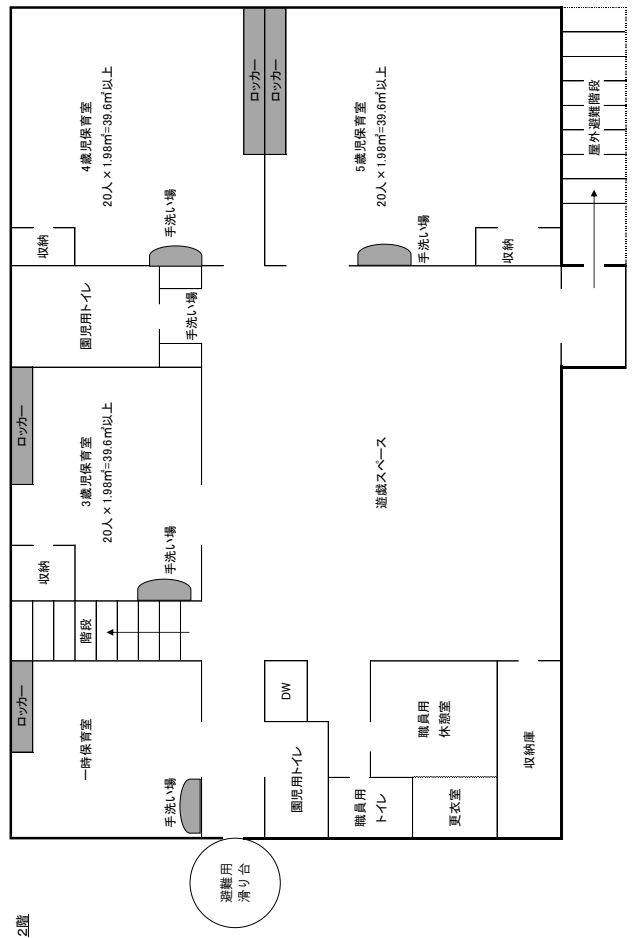
(参考)園舎モデル図

1階



遊戯用滑り台

2階



遊戯用滑り台

	室名	基準面積等
必ず設ける必要がある居室	乳児室またはほふく室※注1	0歳児 3.3㎡×6人=19.8㎡以上 1歳児 3.3㎡×12人=39.6㎡以上
	保育室または遊戯室※注1	2歳児 1.98㎡×12人=23.76㎡以上
		3歳児 1.98㎡×20人=39.6㎡以上
		4歳児 1.98㎡×20人=39.6㎡以上
		5歳児 1.98㎡×20人=39.6㎡以上
	調理室	前室・下処理室を含む※注2
	医務室	静養できる機能(ベッド等の設置)を有し、医薬品等を常備すること。※注3 カーテン等で区画できれば事務室等との兼用は可。
	便所	便器の数の目安は、幼児(2歳児以上)10人当たり1個とし、便器の間には仕切りを設けること。
必要に応じて設ける居室	調乳室	2歳未満児を受け入れる場合
	沐浴室	0~1歳児:1人につき3.3㎡以上 2~5歳児:1人につき1.98㎡以上
	一時保育室	2~5歳児:1人につき3.3㎡以上
	屋外遊戯場	2~5歳児:1人につき3.3㎡以上

※1 乳児室またはほふく室・保育室または遊戯室は、ロッカーや手洗い場を除いた有効面積が基準を上回っている必要あり。

※2 調理室については、「大胃調理施設衛生管理マニュアル(平成9年9月24日付け衛食第85号別添(最終改正:平成29年6月16日付け生食第0616第1号))」についても参照されたい。

※3 備えるべき医薬品に定めはないが、「学校保健法および同法施行令等の施工にともなう実施基準について(昭和33年6月16日文体保第55号文部省体育局長通達)」等を参考に整備されたい。

～ この手引きの内容に関するお問い合わせ ～
流山市役所 子ども家庭部 子ども家庭課 子ども政策室
Tel:04-7150-6082 Fax:04-7158-6696
メールアドレス:kosodate@city.nagareyama.chiba.jp